

津野町住宅断熱改修費補助金

交付申請の手引き

津野町

(令和5年8月8日)

津野町住宅断熱改修費補助金交付申請の手引き

脱炭素社会の実現に向けて既存住宅の省エネルギー化を促進するため、既存戸建て住宅の断熱改修を行う所有者等に対して補助対象経費の一部を補助します。

この手引きは、津野町住宅断熱改修費補助金交付要綱(以下「要綱」という)に基づき実施する補助金交付の手続き等について、まとめたものです。

目次

1. 補助制度の概要	3	—	14
2. 交付申請から完了報告までの流れ	15		
3. 交付申請の提出について	16	—	17
4. 変更交付申請の提出について	18	—	19
5. 完了実績報告の提出について	20	—	22
6. 改修面積等の考え方及び留意事項について	23	—	33
7. 提出窓口・問合せ先	34		

※要綱及び様式は下記ホームページに掲載しています。

津野町 【URL】 <https://town.kochi-tsuno.lg.jp/>

1. 補助制度の概要

①補助事業名

津野町住宅断熱改修費補助金（以下「補助金」という。）

②事業概要

省エネ効果が見込まれる改修率を満たし、かつ省エネ法に基づく誘導基準を満たす高性能建材（断熱材、窓、玄関ドア）を用いた既存戸建て住宅の断熱改修工事に要する経費の一部を補助します。

③補助対象住宅【下記の要件をすべて満たすこと。】

- 津野町内に存する既存戸建て住宅かつ専用住宅であること。
既に人の居住の用に供した戸建て住宅または建設工事の完了の日から起算して1年を経過した戸建て住宅とし、店舗・事務所との併用は不可とします。
- 新耐震基準^{※1}または地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準^{※2}に適合していること。
補助事業の完了までに、耐震改修工事により適合するものを含みます。
- 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないものであること。
同一建物について、複数回の交付は行いません。
- 国及び他の同種の補助金の交付を受けたことがないものであること。ただし、補助対象が重複しない場合はこの限りではない。
本補助金については、同一の窓・断熱材等に対し補助金が重複していなければ申請可能です。ただし、補助金の併用については、両方の補助金で併用が認められていない場合は交付できませんので、確認をお願いします。

※1 新耐震基準：昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準をいう。

※2 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準：建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」（平成18年国土交通省告示第185号）のこと。

④補助対象者

- 下記（1）または（2）のいずれかの要件を満たすこと。

（1）自らが常時居住するために住宅を所有する個人

申請者自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。また、申請時に申請者自身が所有している住宅であること。

（2）自らが常時居住するために住宅を改修し当該住宅を所有しようとする個人

交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、完了実績報告書提出時に当該住宅に居住していることが確認できる、住民票の写しを提出することを条件に

申請を認めます。

また、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、完了実績報告書提出時に当該住宅を所有していることが確認できる、登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認めます。

• 県税及び町税を滞納していない者であること。

県税及び町税の納税義務者である場合は、県税及び町税の滞納がないことが条件となります。

※補助対象外

上記にかかわらず、以下に該当する方は補助の対象外です。

補助対象者が、津野町暴力団排除条例（平成23年津野町条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号のいずれかに該当すると認める場合。

⑤補助要件(要綱別表1)

表ア 「補助対象事業の要件等」

項目	要件																																																							
<p>1-1 補助対象製品について</p>	<p>a 補助対象製品は、断熱材・窓^{※1}・玄関ドアとする。</p> <p>b 導入する断熱材・窓・玄関ドアについては次の要件を満たすこと。</p> <p>① 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業（既存住宅における断熱リフォーム事業）」に登録された補助対象製品^{※2}の未使用品であること。ただし、導入する玄関ドアについては対象製品であることを問わない。</p> <p>② エネルギー消費性能については、表イ「断熱材の熱抵抗基準」及び表ウ「開口部の断熱性能等に関する基準」（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「省エネ法」という。）に基づく外壁窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準における建築物エネルギー消費性能誘導基準（以下、「誘導基準」という。）を満たすこと。</p> <p>^{※1} 窓にはテラスドア・勝手口ドアを含むものとする。ただし、改修要件については1-4「窓の改修について」を参照のこと。</p> <p>^{※2} 補助対象製品のグレードは下表（1）及び（2）による。</p> <p>（1）断熱材</p> <table border="1" data-bbox="496 1111 1353 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="496 1111 732 1211">改修部位・改修方法</th> <th colspan="4" data-bbox="732 1111 1353 1160">グレード（ ）内は熱伝導率（λ値）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="732 1160 888 1211">D1</th> <th data-bbox="888 1160 1045 1211">D2</th> <th data-bbox="1045 1160 1201 1211">D3</th> <th data-bbox="1201 1160 1353 1211">D4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1211 620 1417" rowspan="3">断熱材</td> <td data-bbox="620 1211 732 1272">天井</td> <td data-bbox="732 1211 888 1417" rowspan="3">0.022 以下</td> <td data-bbox="888 1211 1045 1417" rowspan="3">0.023～ 0.032</td> <td data-bbox="1045 1211 1201 1417" rowspan="3">0.033～ 0.041</td> <td data-bbox="1201 1211 1353 1417" rowspan="3">0.042 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1272 732 1332">外壁</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1332 732 1417">床</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）窓・玄関ドア</p> <table border="1" data-bbox="496 1514 1353 2040"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="496 1514 697 1615">改修部位・改修方法</th> <th colspan="5" data-bbox="697 1514 1353 1563">グレード（ ）内は熱貫流率（Uw値）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="697 1563 826 1615">W1</th> <th data-bbox="826 1563 957 1615">W2</th> <th data-bbox="957 1563 1086 1615">W3</th> <th data-bbox="1086 1563 1217 1615">W4</th> <th data-bbox="1217 1563 1353 1615">W5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="496 1615 547 1917" rowspan="3">窓</td> <td data-bbox="547 1615 697 1816">カバー工法、窓取付</td> <td data-bbox="697 1615 826 1816">1.3 以下</td> <td data-bbox="826 1615 957 1816">1.4～ 1.6</td> <td data-bbox="957 1615 1086 1816">1.7～ 1.9</td> <td data-bbox="1086 1615 1217 1816">2.0～ 2.3</td> <td data-bbox="1217 1615 1353 1816" rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1816 697 1917">外窓交換</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1917 697 2040">内窓取付</td> <td data-bbox="697 1917 826 2040" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="826 1917 957 2040" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="957 1917 1086 2040" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1086 1917 1217 2040" style="text-align: center;">/</td> <td data-bbox="1217 1917 1353 2040">2.3 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="496 1917 697 2040">ドア</td> <td colspan="5" data-bbox="697 1917 1353 2040">※登録対象製品を使用しないため対象外とする。ただし、熱貫流率 2.3 以下の製品を導入すること。</td> </tr> </tbody> </table>	改修部位・改修方法		グレード（ ）内は熱伝導率（λ値）						D1	D2	D3	D4	断熱材	天井	0.022 以下	0.023～ 0.032	0.033～ 0.041	0.042 以上	外壁	床	改修部位・改修方法		グレード（ ）内は熱貫流率（Uw値）							W1	W2	W3	W4	W5	窓	カバー工法、窓取付	1.3 以下	1.4～ 1.6	1.7～ 1.9	2.0～ 2.3	/	外窓交換	内窓取付	/	/	/	/	2.3 以下	ドア		※登録対象製品を使用しないため対象外とする。ただし、熱貫流率 2.3 以下の製品を導入すること。				
改修部位・改修方法		グレード（ ）内は熱伝導率（λ値）																																																						
		D1	D2	D3	D4																																																			
断熱材	天井	0.022 以下	0.023～ 0.032	0.033～ 0.041	0.042 以上																																																			
	外壁																																																							
	床																																																							
改修部位・改修方法		グレード（ ）内は熱貫流率（Uw値）																																																						
		W1	W2	W3	W4	W5																																																		
窓	カバー工法、窓取付	1.3 以下	1.4～ 1.6	1.7～ 1.9	2.0～ 2.3	/																																																		
	外窓交換																																																							
	内窓取付	/	/	/	/	2.3 以下																																																		
ドア		※登録対象製品を使用しないため対象外とする。ただし、熱貫流率 2.3 以下の製品を導入すること。																																																						

<p>1-2 改修する居室等と部位について</p>	<p>a 改修する居室等と部位については、表工「エネルギー計算結果早見表」の組合せ番号から選択し、表才「地域区分」（省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能基準における地域の区分）ごとの最低改修率（延べ床面積に対する補助対象床面積※合計の占める必要最低限の割合）の要件を満たすこと。ただし、地域区分7において組合せ番号12を実施する場合は、当該居室の空調設備について、表力「エネルギー消費効率の区分」（平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）現行版（国立研究開発法人建築研究所）のうち、（い）に該当するエアコンディショナーを設置すること。</p> <p>b 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、最低改修率要件を満たしていても補助対象とならない。</p> <p>c 導入する断熱材・窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。</p> <p>d 断熱材・窓を改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。</p> <p>※ 改修する居室等の床面積の合計のこと。</p>
<p>1-3 断熱材について</p>	<p>a 天井改修においては、改修する居室等にかかわらず、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全てを改修すること。ただし、バルコニー等で改修が困難な部分は改修しなくてもよい（天井全体面積の最大15%まで）。</p> <p>b 床改修においては、外気に接する床（通常1階及び2階以上の張り出し床等）が改修対象となるが、2階以上を改修する居室等にした場合、1階が改修する居室等でない場合でも、水平投影した1階の床改修が必要となる。ただし、土間床は改修しなくてもよい。また、改修する居室等に浴室及び玄関等を含む場合でも、土間床は改修しなくてよい。</p> <p>c 熱伝導率（λ値）が0.042以上の断熱材は、天井改修に用いる吹込み断熱材のみ対象とする。</p> <p>d 吹込み、吹付け製品を施工する場合、補助対象製品ごとに登録された指定施工業者が行うこと。</p>

<p>1-4 窓の改修について</p>	<p>a 窓の改修方法は、カバー工法窓取付・外窓交換・内窓取付とする。</p> <p>b 換気小窓、300×200 mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。</p> <p>c 窓を改修対象部位とした場合も、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品を用いてドア交換を行う場合は補助対象としてもよい。</p>
<p>1-5 玄関の改修について</p>	<p>a 玄関外皮が改修対象となる事業においては、玄関ドアと一体でない窓は必ず改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。</p> <p>b 玄関ドアは、改修する居室等に含まれていない場合でも補助対象とする。ただし、玄関ドアのみ改修する場合は補助対象とならない。</p> <p>c 導入する玄関ドアは、表ウ「開口部の断熱性能等に関する基準」aを満たすこと。ただし、欄間付き、袖付きは補助対象外とする。</p>

表イ 「断熱材の熱抵抗の基準」

各部位の断熱材の熱抵抗が、建物の種類、構造、構法又は工法、断熱材の施工法に応じ、以下の表に掲げる基準値以上であること。

a 木造、鉄骨造（外壁充填工法除く）

部位		断熱材の熱抵抗値の基準値 (m ² ・K/w)		
		木造		鉄骨造
		充填工法	外張断熱工法 内張断熱工法	充填工法
屋根又は 天井	屋根	5.7	4.8	
	天井	4.4		
壁		2.7	2.3	表bによる
床	外気に接する部分	3.4	3.1	
	その他の部分	2.2		
土間床等の外周 部分の基礎壁	外気に接する部分	1.7	1.7	
	その他の部分	0.7	0.7	

b 鉄骨造（外壁充填工法）

外装材の 熱抵抗値 (m ² ・K/W)	断熱材を施工する 箇所の区分	一般部の断熱造を 貫通する金属部材の 有無	断熱材の熱抵抗値 の基準値 (m ² ・K /W)
0.5 以上	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.2
	一般部	なし	1.7
		あり	2.7
金属部材	あり	0.9	
0.1 以上 0.5 未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.6
	一般部	なし	2.1
		あり	3.2
金属部材	あり	1.4	
0.1 未満	鉄骨柱、鉄骨梁部分		1.7
	一般部	なし	2.2
		あり	3.3
金属部材	あり	1.5	

c 鉄筋コンクリート造

部位		断熱材の施工法	断熱材の熱抵抗値の 基準値 ($m^2 \cdot K/W$)
屋根又は天井		内断熱	6.1
		外断熱	7.0
		両面断熱	4.4
壁		内断熱	3.7
		外断熱又は両面断熱	2.2
床	外気に接する 部分	内断熱又は両面断熱	2.3
		外断熱	3.2
	その他の部分	内断熱又は両面断熱	1.3
		外断熱	1.8
土間床等の外周 部分の基礎壁	外気に接する 部分	内断熱、外断熱 又は両面断熱	1.7
	その他の部分		0.7

※ 構造熱橋部（床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分（乾式構造による界壁、間仕切壁等の部分及び玄関床部分を除く。）においては、誘導基準の「構造熱橋部の基準」に定める断熱補強を行うこと。

表ウ 「開口部の断熱性能等に関する基準」

開口部は、次の a 及び b に定める基準によること。

a 開口部の熱貫流率が、次の表に掲げる基準値以下であること。

部 位	熱貫流率の基準値 ($w/m^2 \cdot K$)
窓 ^{※1} ・玄関ドア	2.3

b 開口部（当該開口部の面積の大部分が透明材料であるものに限る。）の建具が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又はこれと同等以上の性能を有するものであること。

部 位	地域区分	建具の種類若しくはその組合せに関する事項
窓 ^{※1}	4	
	5、6、7	次のイまたは口のいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率 ^{※2} が 0.59 以下であるもの 口 ガラスの日射熱取得率 ^{※3} が 0.73 以下であるもの

※1 窓には、テラスドア・勝手口ドアを含むものとする。

※2 開口部の日射熱取得率は、日本産業規格 A2103 に定める計算方法又は日本産業規格 A1493 に定める測定方法によるものとする。

※3 ガラスの日射熱取得率は、日本産業規格 R3106 に定める測定方法によるものとする。

表工 「エネルギー計算結果早見表」

断熱 部位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓	最低改修率 (%)			
						地域区分			
						4	5	6	7
4部位	1	天井	外壁	床	窓	25	25	25	25
3部位	2	天井	外壁		窓	25	25	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25	25	25
	4		外壁	床	窓	25	25	25	50
	5	天井		床	窓	25	25	25	25
2部位	6	天井	外壁			25	25	25	25
	7	天井		床		25	25	25	25
	8	天井			窓	25	25	25	25
	9		外壁		窓	40	40	40	70
	10		外壁	床		40	40	40	100
	11			床	窓	40	40	40	100
1部位	12				窓	100	100	100	100※

※ ただし、地域区分7において組合せ番号 12 を実施する場合は、当該居室の空調設備について表カ「エネルギー消費効率の区分」のうち、(い) に該当するエアコンディショナーを設置すること。

表才 地域区分

地域区分	該当地域
4	いの町(旧本川村に限る。)、栲原町
5	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町
6	香美市、馬路村、いの町(旧伊野町に限る。)、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
7	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町

表力 「エネルギー消費効率の区分」

エアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分は以下のとおりとする。

定格冷房能力	定格冷房エネルギー消費効率※による区分		
	(い)	(ろ)	(は)
2.2kW 以下	5.13 以上	4.78 以上 5.13 未満	4.78 未満
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上	4.62 以上 4.96 未満	4.62 未満
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上	4.47 以上 4.80 未満	4.47 未満
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上	4.27 以上 4.58 未満	4.27 未満
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上	4.07 以上 4.35 未満	4.07 未満
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上	3.87 以上 4.13 未満	3.87 未満
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上	3.62 以上 3.86 未満	3.62 未満
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上	3.36 以上 3.58 未満	3.36 未満
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上	3.06 以上 3.25 未満	3.06 未満
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上	2.71 以上 2.86 未満	2.71 未満
6.3kW を超える	2.42 以上	2.31 以上 2.42 未満	2.31 未満

※ 定格冷房エネルギー消費効率は、以下の計算により求めるものとする。

$$\text{定格冷房エネルギー消費効率} = \text{定格冷房能力 (W)} \div \text{定格冷房消費電力 (W)}$$

⑥補助対象経費

(1) 補助対象経費の項目（要綱別表第2）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け等に要する費用 ③技術管理に要する費用 ④交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。

(2) 補助対象経費算出における施工面積の積算方法(要綱別表第3)

改修部位・改修方法		施工面積(小数点第3位切捨て)
断熱材	天井	平面図を真上から見て、水平投影した天井の合計面積
	外壁	外気に接する壁の長さ、外壁の高さ(2.4m)と壁比率(0.75)を乗じた合計面積
	床	改修を行う床の合計面積

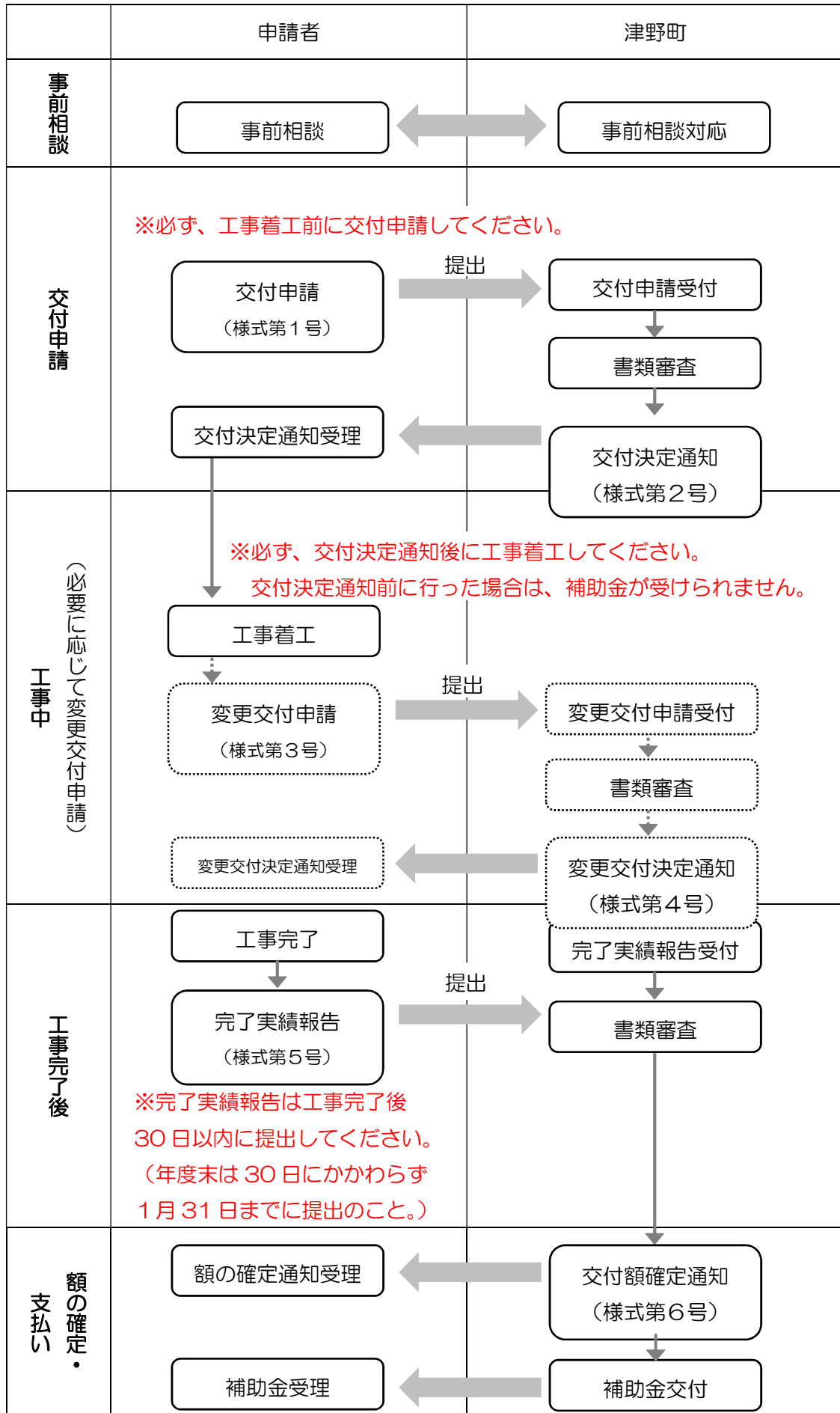
※ 窓及び玄関ドアは各メーカーの寸法によります。

※ 改修居室及び改修面積等の考え方等については、「6. 改修面積等の考え方及び留意事項について」(P.23~33)を参照ください。

⑦補助率及び補助金限度額(要綱別表第4)

補助率及び補助金限度額	補助率：補助対象経費の3分の1以内 限度額：120万円/戸(このうち、玄関ドアは上限5万円/戸) ※補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
-------------	--

2. 交付申請から完了報告までの流れ



3. 交付申請の提出について

必要な書類は、津野町のホームページからダウンロードできます。

(1) 交付申請書類について

工事の着工前に、補助金交付申請書（様式第1号）に下記書類を添付して提出してください。（要綱第8条、別表第5）

○：全員提出 △：該当者のみ提出

添付書類	様式	留意事項	提出
申請情報整理票	様式ア		○
提出書類チェックシート	様式イー1		○
総括表	様式ウ		○
明細書	様式エ		○
工事見積書の写し		補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	○
設計・工事監理等見積書の写し		工事を行うための調査・測量・基本設計・実施設計・工事監理・試験にかかる費用がわかるもの	△
平面図		補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した平面図	○
姿図		補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した姿図	△
求積図		補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した求積図（施工面積が確認できるもの）	○
改修前写真		既存住宅の全景及び補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真	○
住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの		申請者自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの （改修後に転居する場合は完了報告時に添付すること）	○
建物登記事項証明書		申請者自身が所有する住宅であるか確認できるもの （改修後に転居する場合はその旨記載すること）	○

耐震基準(要綱第4条第2号イまたはロ)に適合していることが確認できる書類*		<ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建てられたことが確認できるもの 昭和 56 年 5 月 31 以前に建てられたが、耐震診断の上部構造評定が 1.0 以上のもの 	○
玄関ドアの要件が確認できる書類			△
エアコンディショナーの区分が確認できるもの		地域区分7で組合せ番号12を実施する場合のみ該当	△
通帳の写し			○
委任状	参考様式 1	業者が代行する場合は、所有者の委任状を提出すること。	△

* 耐震基準（要綱第4条第2号イまたはロ）に適合していることが確認できる書類

- ・イに適合している場合：当時の確認申請書類、登記簿謄本等を添付してください。
- ・ロに適合している場合：耐震診断報告書の表紙、調査物件全景・概要、調査結果表、補強計画の概要が分かる資料等を添付してください。

なお、津野町が実施している耐震改修費補助制度を利用された場合は、津野町の交付決定通知書の写しの添付でも可とし、実績報告の際には、津野町の補助金額額確定通知書の写しを添付してください。

※提出いただいた書類は返却しませんので、必ず控えをとって保管してください。

(2) 交付決定通知書について

申請内容の審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、補助金交付決定通知書を申請者宛に通知します。

※必ず事前に申請を行い、交付決定通知を受け取ってから、着工してください。

交付決定前に着工した場合は、補助金が受けられませんのでご注意ください。

4. 変更交付申請の提出について

補助金交付決定通知書の受領後に、申請内容に変更が生じる場合又は中止する場合は、速やかに補助金変更交付申請を窓口へ提出してください。

(1) 変更交付申請書類について

補助金変更交付申請書（様式第3号）に下記書類を添付して提出してください。

（要綱第10条、別表第6）

○：全員提出 △：該当者のみ提出

添付書類	様式	留意事項	提出
提出書類チェックシート	様式イー2		○
総括表	様式ウ		○
明細書	様式工		○
工事見積書の写し		変更後の補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	△
平面図		変更後の補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した平面図	△
姿図		変更後の補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した姿図	△
求積図		変更後の補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した求積図（施工面積が確認できるもの）	△
改修前写真		補助対象工事を行う部位毎の工事着手前の現況写真（変更にかかる部位に限る）	△
玄関ドアの要件が確認できる書類			△
エアコンディショナーの区分が確認できるもの		地域区分7で組合せ番号12を実施する場合のみ該当	△
委任状	参考様式1	業者が代行する場合は、所有者の委任状を提出すること。	△

※ 変更申請書の提出がない場合、補助金の交付を受けられないことがあります。

※ 変更の内容によっては、変更申請が不要の場合もありますので、まずは窓口へご相談ください。

(2) 変更交付決定通知書について

変更申請内容の審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合には、補助金変更交付決定通知書を申請者宛に通知します。

5. 完了実績報告の提出について

①完了実績報告について

工事が完了したときは、完了実績報告書を窓口へ提出してください。

完了実績報告は、工事が完了した日から30日を経過した日までに行ってください。年度末は、30日を経過した日までであっても1月31日までに行ってください。期限までに完了実績報告書の提出ができない場合は、補助金を受け取ることができません。また、完了実績報告書に不備がある場合、1月31日までに修正内容が確認できないと補助金を受け取ることができません。

(1) 完了実績報告書の書類について

完了実績報告書（様式第5号）に下記書類を添付して提出してください。

(要綱第12条、別表第7)

○：全員提出 △：該当者のみ提出

添付書類	様式	留意事項	提出
提出書類チェックシート	様式イー3		○
総括表	様式ウ	建物概要、改修工事内容、改修金額の実績が確認できるもの	○
明細書	様式工		○
実績報告確認写真		補助対象工事を行う部分毎の工事完了時（工事完了後に隠蔽される部分は工事中）の写真	○
工事に要した費用に係る領収書の写し			○
工事請負契約書又は請書の写し			○
工事見積書の写し (内訳明細が付いたもの)		補助対象工事を含めた工事にかかる全体の費用及び補助対象工事とその他の工事にかかる費用がわかるもの	○
出荷証明書・施工証明書	参考様式2-1~4		○
平面図		補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した平面図	△
姿図		補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した姿図	△
求積図		補助対象工事を行う部分とその内容が分かるように示した求積図（施工面積が確認できるもの）	△

住民票の写し ※本籍地の記載不要 ※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの		自身が常時居住する住宅であるか確認できるもの（申請時点で確認できない場合）	△
建物登記事項証明書		補助対象工事を行う建物の所有者が確認できるもの（申請時点で確認できない場合）	△
引き渡し完了証明書	参考様式3		○
委任状	参考様式1	業者が代行する場合は、所有者の委任状を提出すること。	△

②補助金の額の確定

実績報告書の内容を審査の結果、補助金の交付要件を満たしている場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書を申請者宛に通知します。

なお、実績報告書の内容に不備があった場合、1月31日までに修正内容の確認ができない場合は支払いができませんので、ご注意ください。

③補助金の交付

補助金の額の確定をした後、津野町から申請者へ、指定された申請者名義の口座に補助金を振り込みます。

④交付決定の取消し（要綱第15条第1項）

以下のいずれかに該当するときは、津野町は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

（1）偽りその他不正の手段による補助金の交付等を受けたとき

- ・ 交付決定者が、要綱等に基づく津野町長の処分若しくは指示に従わない場合
- ・ 交付決定者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- ・ 交付決定者が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- ・ 天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付金事業を遂行することができない場合（交付決定者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

（2）補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときまたは関係法令に違反したとき

- ・ 補助事業により取得した財産について、善良な管理者の注意をもって適正に管理せず、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなかった場合
- ・ 補助事業により取得した財産について、処分制限期間10年以内に、事前に津野町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供した場合（本補助金における取得財産が処分制限期間を経過した者を除く。）

※事前に津野町長の承認を受ける場合は財産処分承認申請書（参考様式4）を参考に申請してください。

⑤補助金の返還（要綱第16条）

交付決定の取消しにおいて、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることとなります。

⑥関係書類の保管（要綱第18条第1項）

- 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類（申請書類や市町村からの通知等）、取得財産等管理台帳（参考様式5）その他関係書類を補助事業の終了の翌年度から起算して、10年間大切に保管してください。

※保管書類については、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。

⑦その他

※取消しが生じた場合や予定期日までに工事が終わらない場合は、すみやかに窓口までご相談ください。

6. 改修面積等の考え方及び留意事項について

①各部位名称及びその説明について

各部位の名称及び取扱いについての基本的な考え方は下記図1のとおりです。

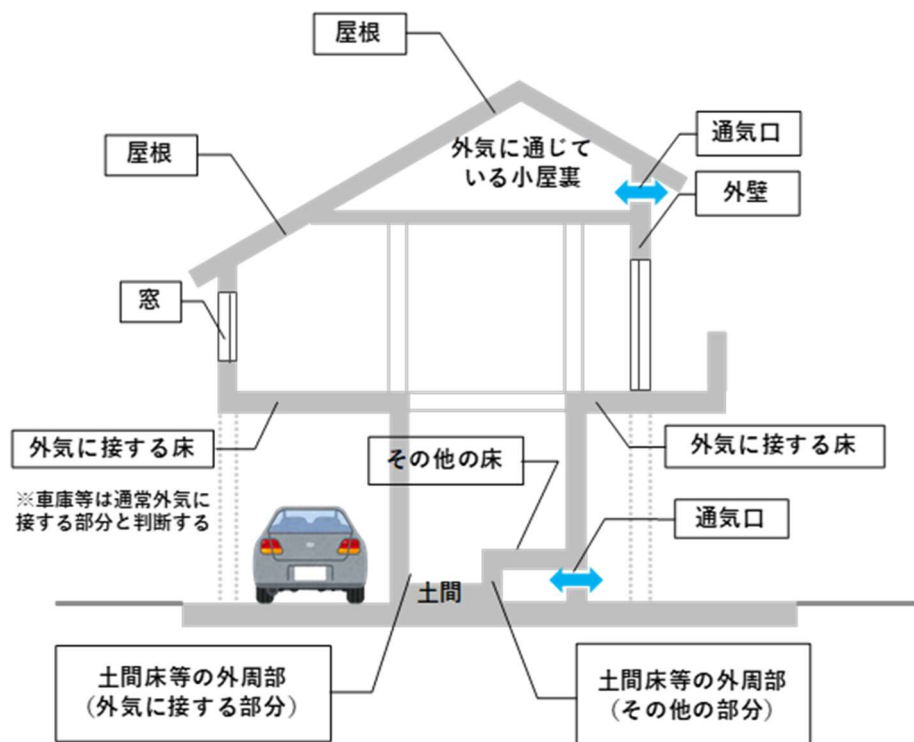


図1 各部位の名称及び取扱い

※本補助事業における対象部位は、外皮部分（外気に接する部分）のみです。
外気に通じている小屋裏の天井及び通気口のある床も含まれます。

②断熱改修の考え方について

本補助事業における断熱改修についての基本的な考え方は下記図2-1、2-2のとおりです。

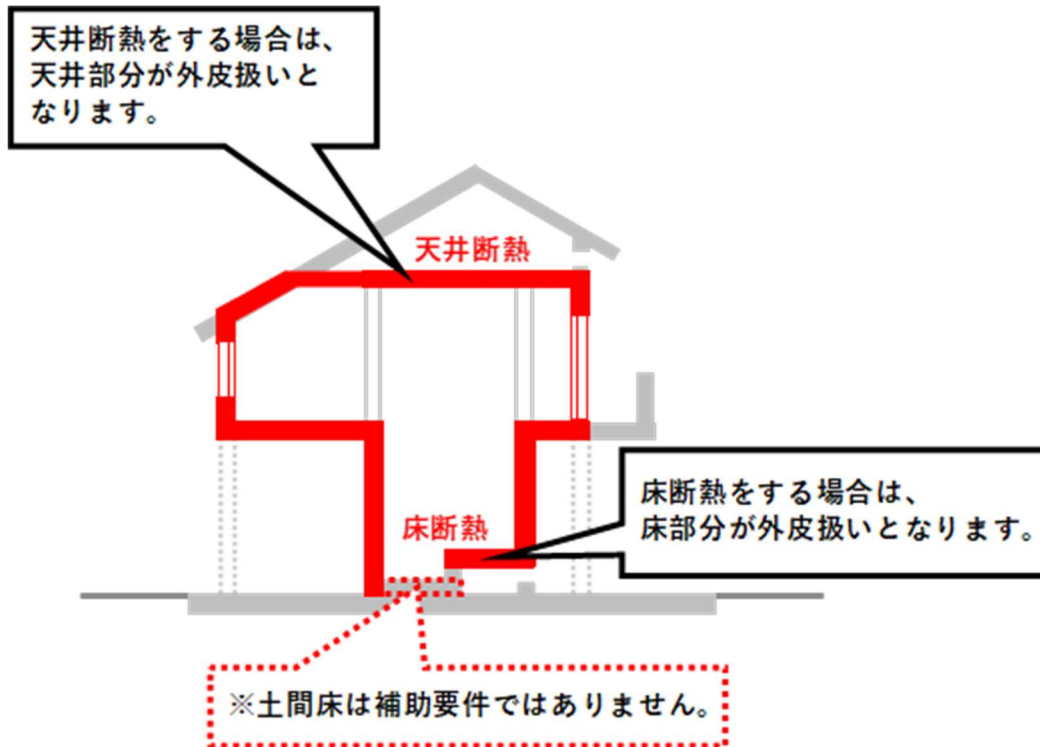


図2-1 天井断熱及び床断熱

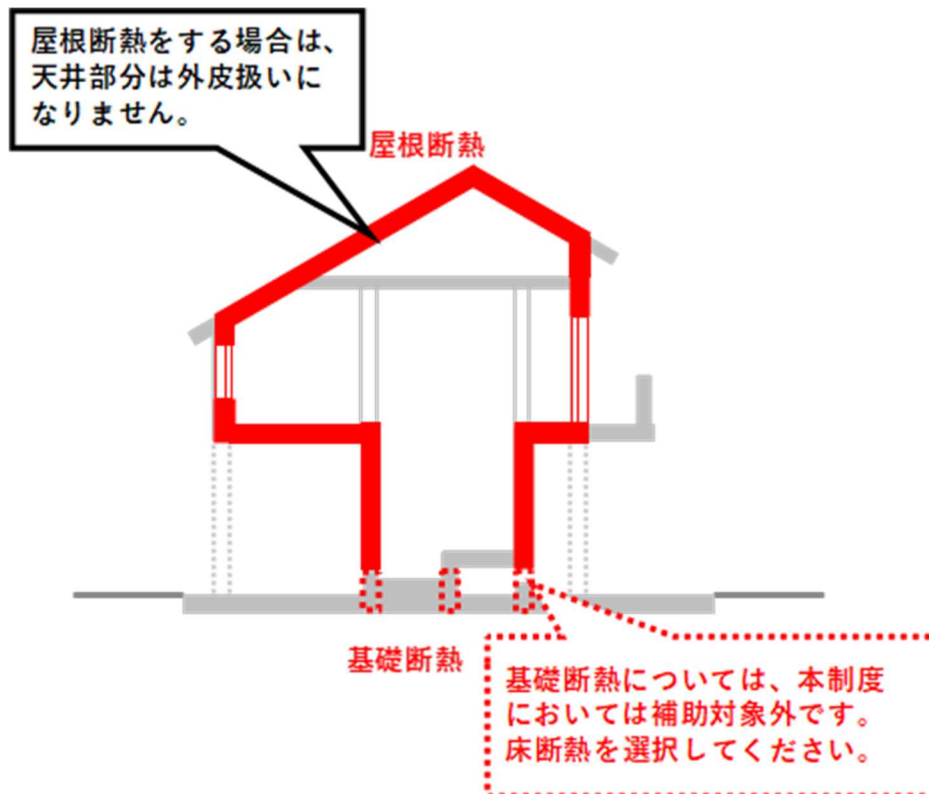


図2-2 屋根断熱及び基礎断熱

③延べ面積算定について

(1) 基本的な考え方 (④~⑧について同じ)

- 壁芯寸法とします。
- 各階の床面積を小数点第3位で切捨てた面積の合計とします。

(2) 面積に算入しない場合

- 出窓：外壁からの突出部分が500mm未満かつ1階床面からの高さが300mm以上の場合、床面積に算入しません。
- 車庫等：通常外部とみなし、床面積に算入しません。
- 小屋裏収納・床下収納：外皮の内側にある小屋裏収納・床下収納のうち、建築基準法で定める延べ面積に算入されない面積は、床面積に算入しません。

※収納設備については、別途「⑨収納設備の取り扱いについて」をご確認ください。

(3) 面積算定の例

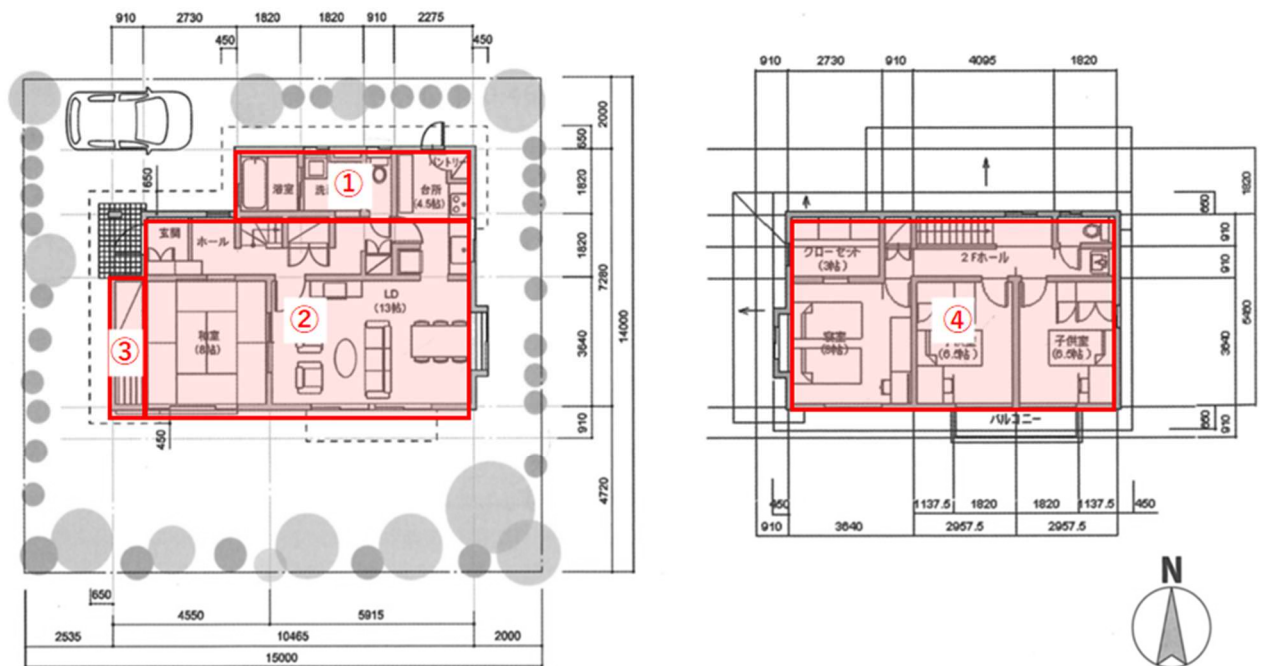


図3 延べ床面積算定

延べ床面積

階数	番号	算定式 (mm)	面積 (㎡)
1階	①	6,825 × 1,820	12.4215
	②	9,555 × 5,460	52.1703
	③	910 × 3,640	3.3124
1階計 A			67.90
2階	④	9,555 × 5,460	52.1703
2階計 B			52.17
合計 A+B			120.07

←小数点第3位切捨て

←小数点第3位切捨て

④改修居室について

(1) 基本的な考え方

- ・居間または主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修することを必須条件とします。居間または主たる居室を含まない改修を行う場合は、最低改修率を満たしていても補助対象とならないので注意してください
- ・間仕切りが無く、空間がつながっている場合は、同一空間とみなし、改修する居室等に含んでください。

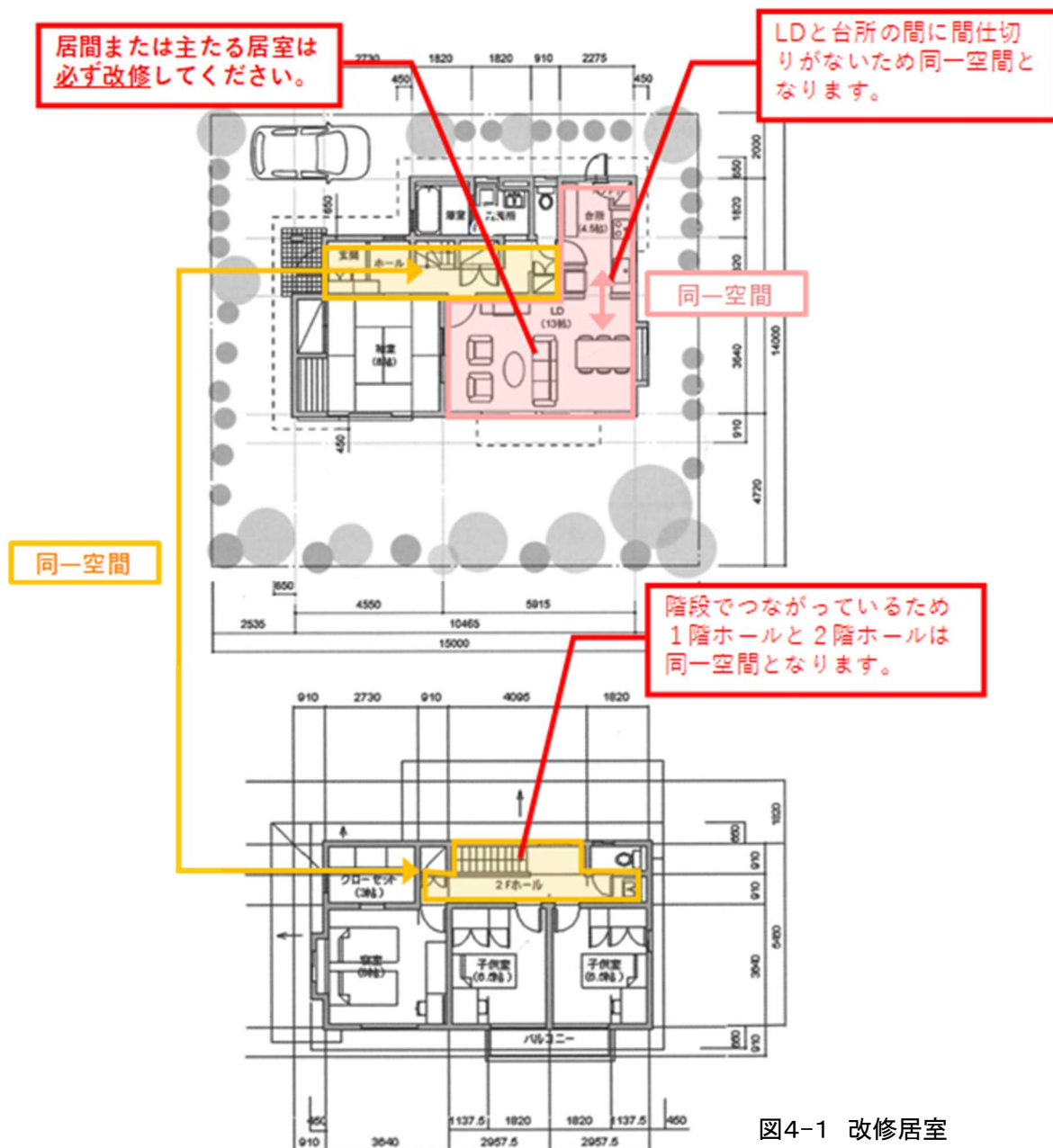


図4-1 改修居室

(2) 改修率の求め方

$$\text{改修率 (\%)} = \frac{\text{補助対象床面積 (改修居室床面積の合計)}}{\text{延べ床面積}} \times 100$$

※改修率が、表工「エネルギー計算結果早見表」(P.11)の最低改修率を満たしていることを確認してください。(最低改修率の確認の仕方は、⑤「エネルギー計算結果早見表」の見方について(P.28)を参照ください。)

(3) 改修面積算定の例

改修居室として、1階はLD、2階は寝室・子供室2箇所を選ぶ場合の改修居室の考え方及び改修面積は下記のとおりです。

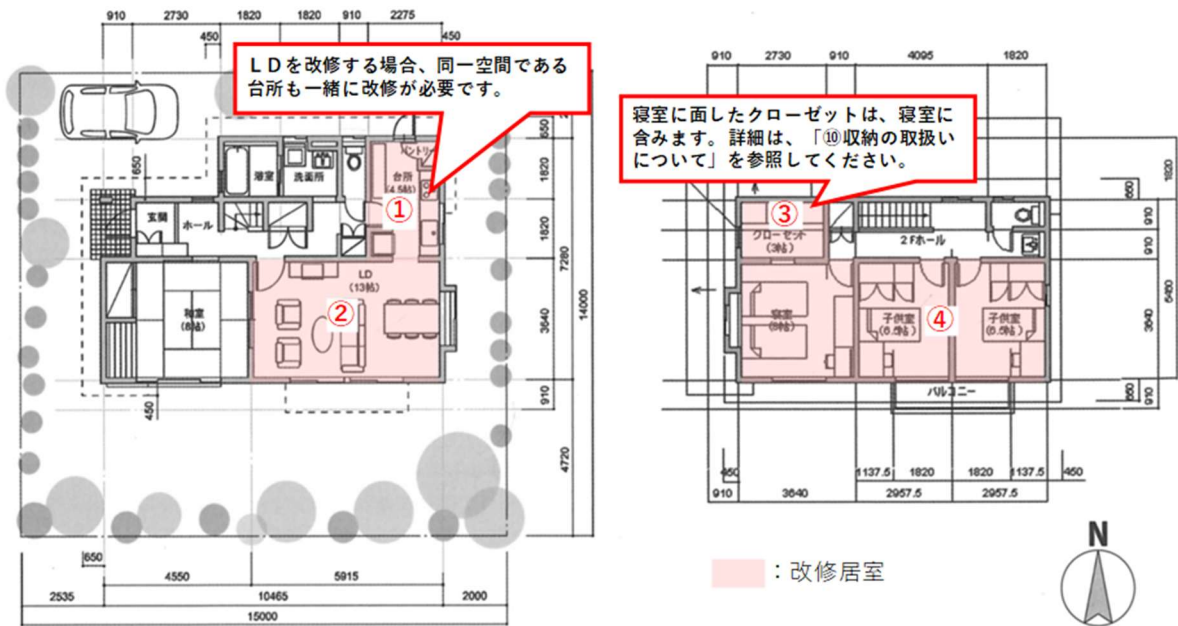


図4-2 改修面積算定

改修面積

階数	番号	算定式 (mm)	面積 (㎡)
1階	①	2,275 × 3,640	8.2810
	②	5,915 × 3,640	21.5306
1階計 A			29.81
2階	③	2,730 × 1,820	4.9686
	④	9,555 × 3,640	34.7802
2階計 B			39.74
合計 A+B			69.55

←小数点第3位切捨て

←小数点第3位切捨て

$$\text{改修率 (\%)} = \frac{69.55}{120.07} \times 100 = 57\% \text{ (小数点以下切捨て)}$$

⑤「エネルギー計算結果早見表」の見方について

(1) 基本的な考え方

下記のとおり、条件を想定して申請可能かどうかの見方を解説します。

【条件】 組合せ番号：1（天井・外壁・床・窓）

地域区分：7

改修率：57%

【判定】 57% ≥ 25% ⇒ 申請可能

表ウ 「エネルギー計算結果早見表」

断熱 部位数	組合せ 番号	天井	外壁	床	窓	最低改修率 (%)			
						地域区分			
						4	5	6	7
4 部位	1	天井	外壁	床	窓	25	25	25	25
3 部位	2	天井	外壁		窓	25	25	25	25
	3	天井	外壁	床		25	25	25	25
	4		外壁	床	窓	25	25	25	50
	5	天井		床	窓	25	25	25	25
1 部位	11			床	窓	40	40	40	100
	12				窓	100	100	100	100*

* 地域区分7において組合せ番号12を実施する場合は、当該居室の空調設備について表オ「エネルギー消費効率の区分」のうち、(い)に該当するエアコンディショナーを設置すること。

図5 エネルギー計算結果早見表の例

(2) 特殊な要件について

組合せ番号：12（窓）、地域区分：7の場合は、最低改修率の他に、当該居室に対しエアコンの設置に関することの要件があります。

設置するエアコンの種類は、表カ「エネルギー消費効率の区分」(P.12)における区分(い)のエアコンとなります。各メーカーのカタログ・HP等で確認してください。ただし、エアコンの設置については補助対象外ですのでご注意ください。

⑥天井(屋根)断熱改修について

(1) 基本的な考え方

- 補助対象となるのは、外皮部分（外気に接する部分）のため、主に屋根の直下の天井である2階の天井が対象となります。
- 天井（または屋根）を改修部位とした場合は、改修居室にかかわらず、屋根の直下の天井及び外気に接する天井の全てを改修することが要件です。ただし、ベランダ等で改修が困難な場合は改修を要件としません。（天井全体面積の最大15%まで）
- 屋根断熱を行う場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積としてください。

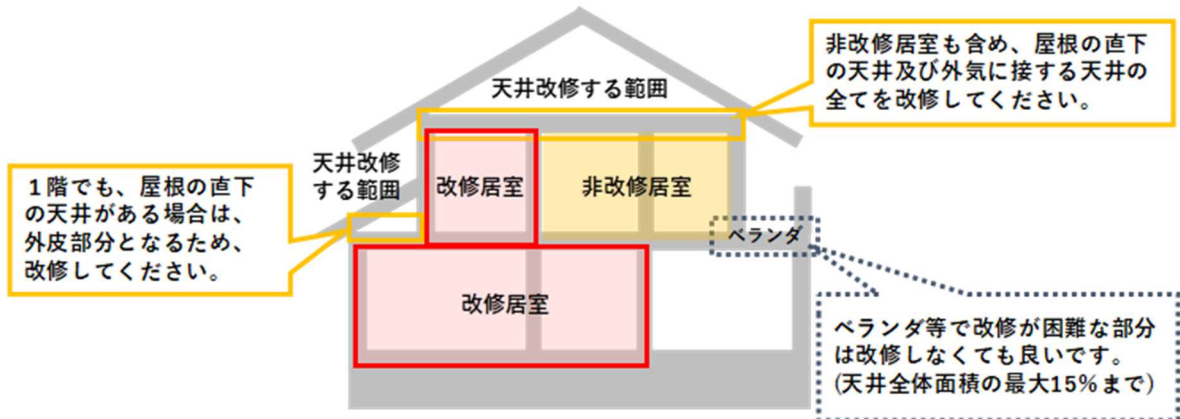


図6-1 天井断熱改修

(2) 面積算定の例

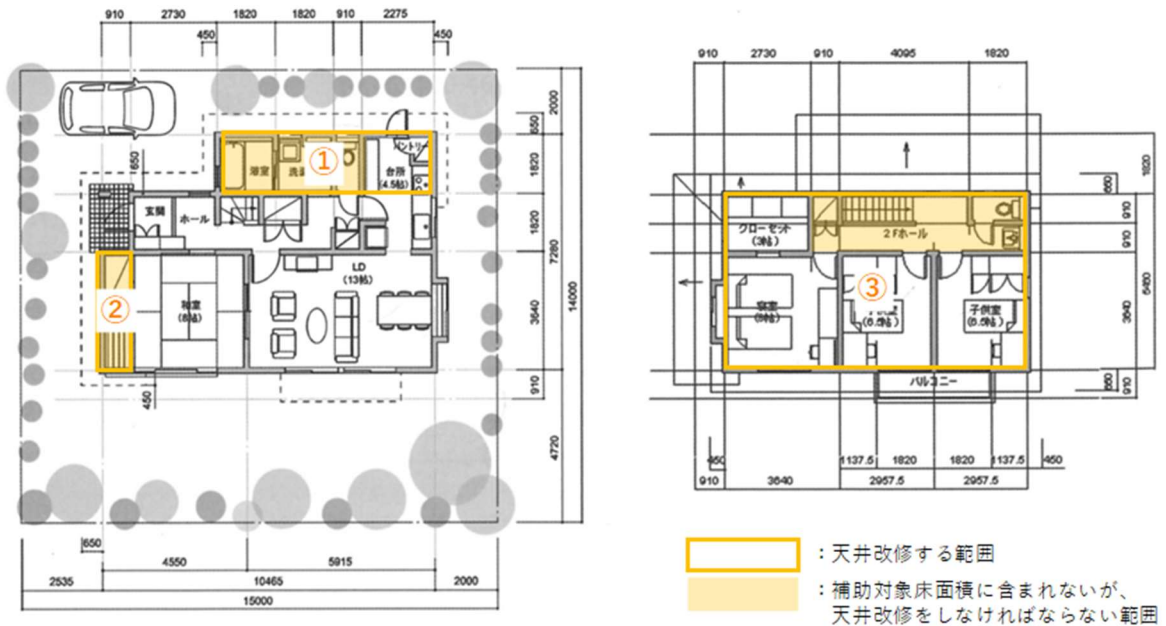


図6-2 天井改修面積算定

天井断熱改修面積

階数	番号	算定式 (mm)	面積 (㎡)
1階	①	6,825 × 1,820	12.4215
	②	910 × 3,640	3.3124
1階計 A			15.73
2階	③	9,555 × 5,460	52.1703
2階計 B			52.17
合計 A+B			67.90

←小数点第3位切捨て

←小数点第3位切捨て

⑦断熱改修*について

(1) 基本的な考え方

- 外壁の長さは壁芯とし、外壁の各階の高さは、一律 2.4mとします。
- 壁比率（開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したもの）として、外壁面積に一律 0.75 を乗じてください。



図7-1 外壁断熱改修

(2) 面積算定の例

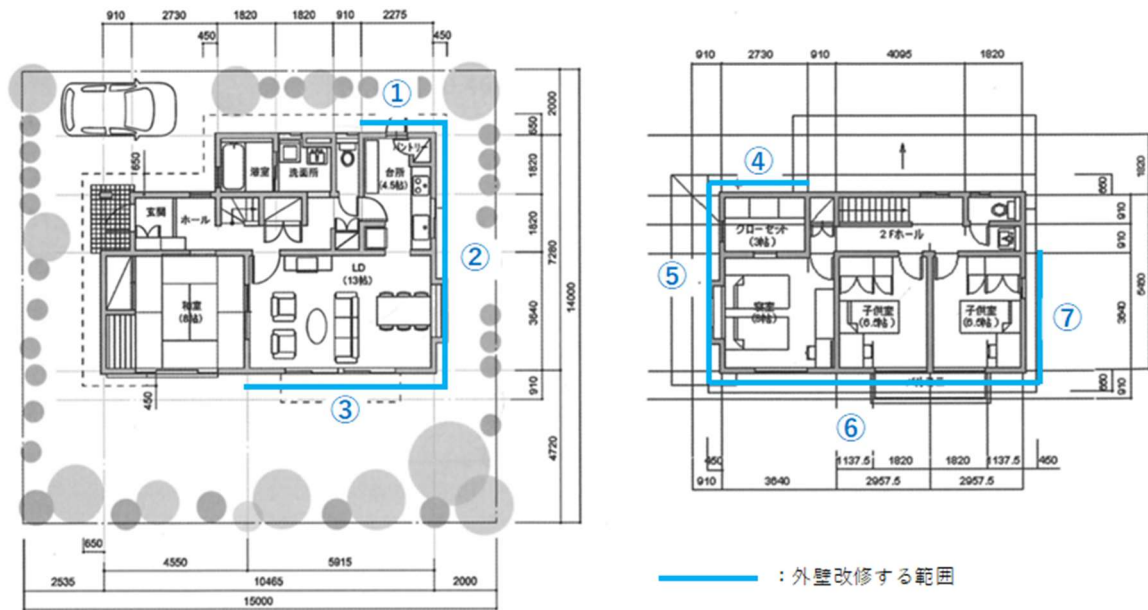


図7-2 外壁改修面積

外壁断熱改修面積

階数	番号	算定式 (m)	面積 (㎡)
1階	①+②+③	$15.470 \times 2.4 \times 0.75$	27.84
2階	④+⑤+⑥+⑦	$21.385 \times 2.4 \times 0.75$	38.49
	合計		66.33

←小数第3位切捨て

←小数第3位切捨て

*外壁断熱改修：改修工法（外張断熱工法・内張断熱工法・充填断熱工法）によらず、外気に接する壁の断熱改修のことを指します。

⑧床断熱改修について

(1) 基本的な考え方

- 補助対象となるのは、外皮部分（外気に接する部分）のため、主に1階の床が対象となります。ただし、土間床（浴室、玄関等）は改修を要件としません。
- 2階で張り出し床がある場合は、外皮部分となるため断熱改修の対象となります。
- 2階以上を改修居室とし、床を改修部位とした場合、水平投影した1階の非改修居室の床も断熱改修の対象とすることが要件です。ただし、水平投影した部分が土間床の場合は、改修を要件としません。

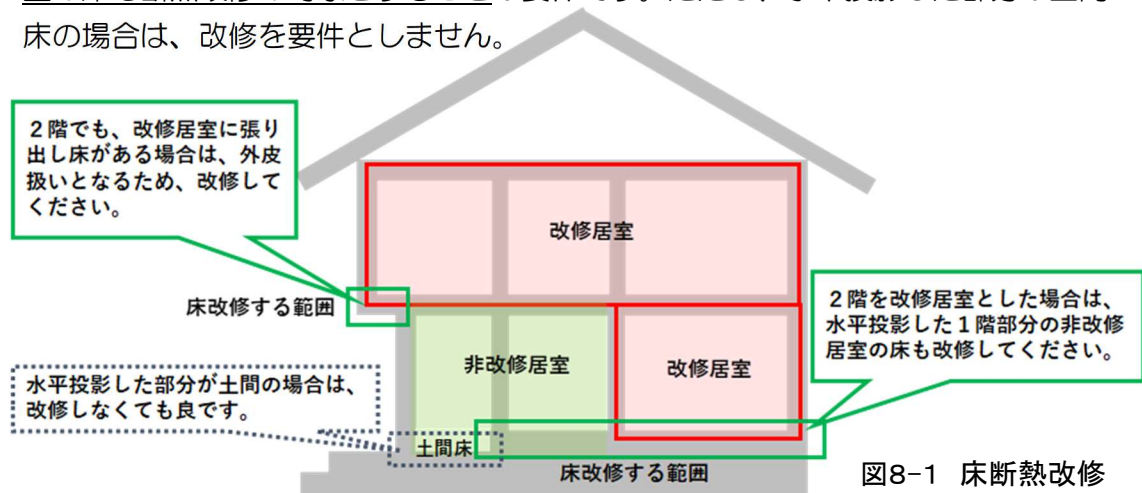


図8-1 床断熱改修

(2) 面積算定の例

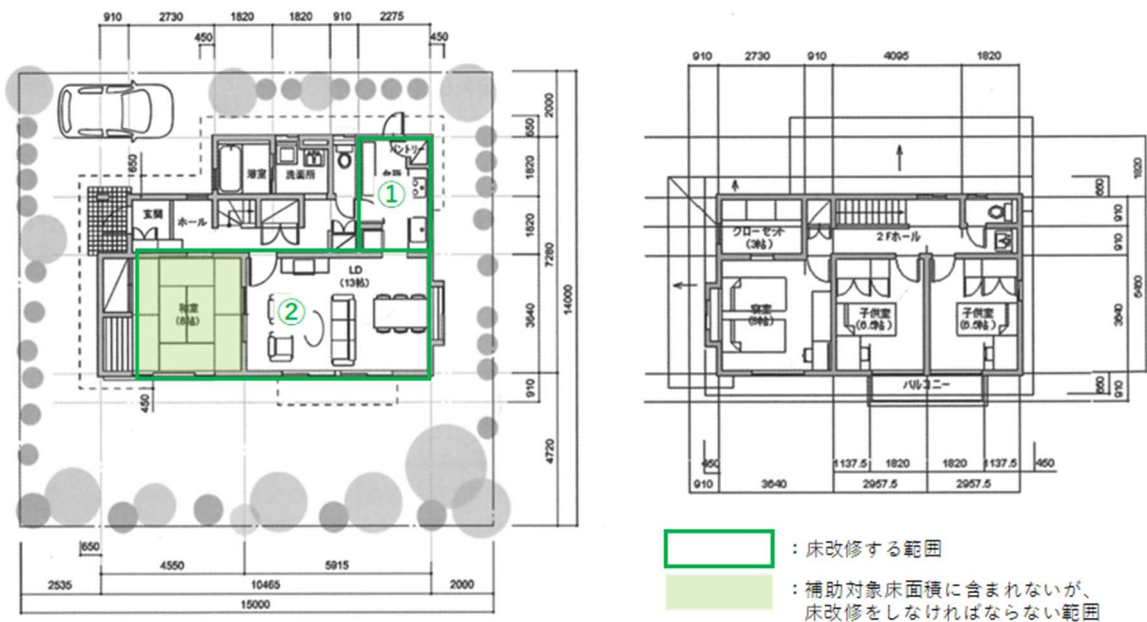


図8-2 床改修面積

床断熱改修面積

階数	番号	算定式 (mm)	面積 (㎡)
1階	①	2,275 × 3,640	8.281
	②	10,465 × 3,640	38.0926
1階計 A			46.37
2階		×	0
2階計 B			0
合計 A+B			46.37

←小数点第3位切捨て

←小数点第3位切捨て

⑨窓断熱改修について

(1) 基本的な考え方

- ・換気小窓※、300×200 mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等（ガラスブロック・天窗含む）は、改修を要件としません。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象としてもかまいません。
- ・玄関外皮が改修対象となる場合は、玄関ドアと一体でない窓は改修対象とします。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス、欄間ガラス等）は改修の対象外としてもかまいません。
- ・窓を改修対象部位とした場合も、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としません。ただし、ガラスの面積がドア面積の50%以上の補助対象製品（登録製品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る）を用いてドア交換を行う場合は補助対象としてもかまいません。

※ 換気小窓：障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓のこと。

(2) 図面表記の例

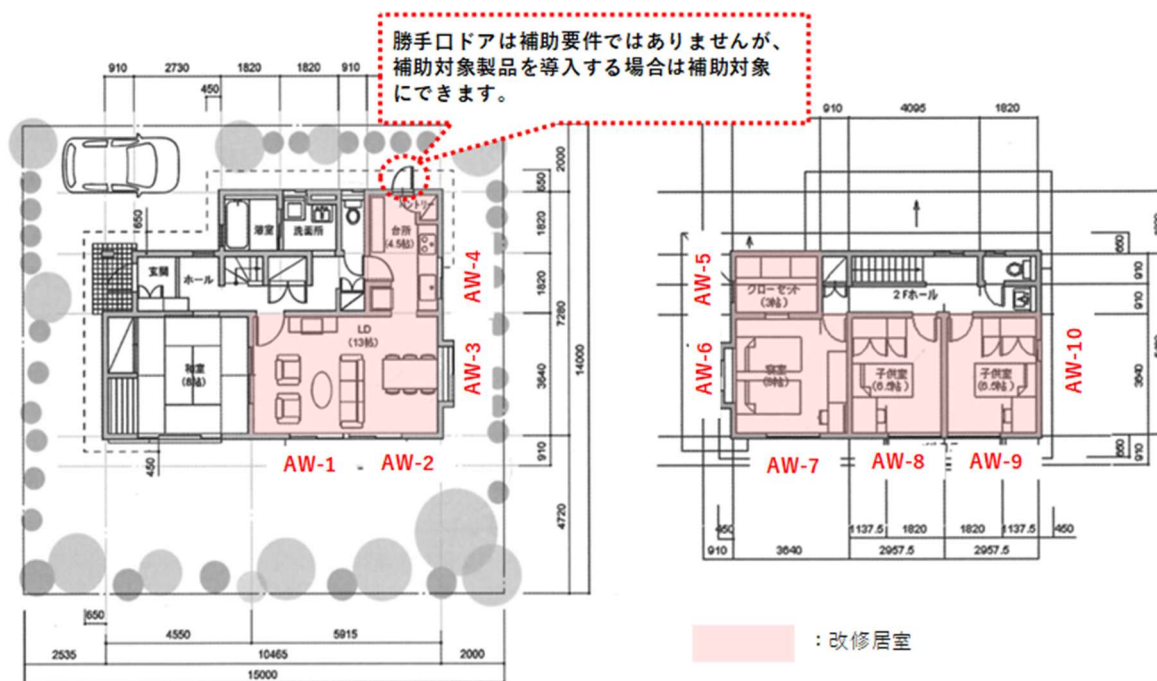


図9 窓改修寸法

窓サイズ

階数	番号	寸法 (mm)		階数	番号	寸法 (mm)	
1階	AW-1	1,650	× 2,100	2階	AW-5	600	× 900
	AW-2	1,650	× 2,100		AW-6	900	× 1,100
	AW-3	1,650	× 1,300		AW-7	1,650	× 1,050
	AW-4	1,400	× 700		AW-8	1,650	× 1,950
					AW-9	1,650	× 1,950
					AW-10	600	× 1,100

⑩収納の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

・内部収納について

内部収納（家の内部のみと行き来ができる収納設備（押し入れ・クローゼット等））については、原則面する居室等に属するものとします。改修する居室等に面する内部収納については、改修居室等を含み併せて改修してください。

また、改修する部位が部分的であっても、外気に接する部分について改修できていれば差し支えありません。

【例】組合せ番号 10（外壁・床）の場合で、収納部分の外皮部分が床のみのとき
⇒収納部分は床のみ改修できれば要件を満たすことになります。

なお、外気に全く接していない部分がある場合は、改修率算定時の延べ床面積から除外しても差し支えありません。

・外部収納について

外部収納（家の外部と行き来ができる収納設備（物置、インナーガレージ等））の場合は、通常は室外扱いとなるため、改修率算定時の延べ床面積には参入しないでください。

(2) 取り扱いの例

内部収納の属する居室等については、下記の例を参考にしてください。

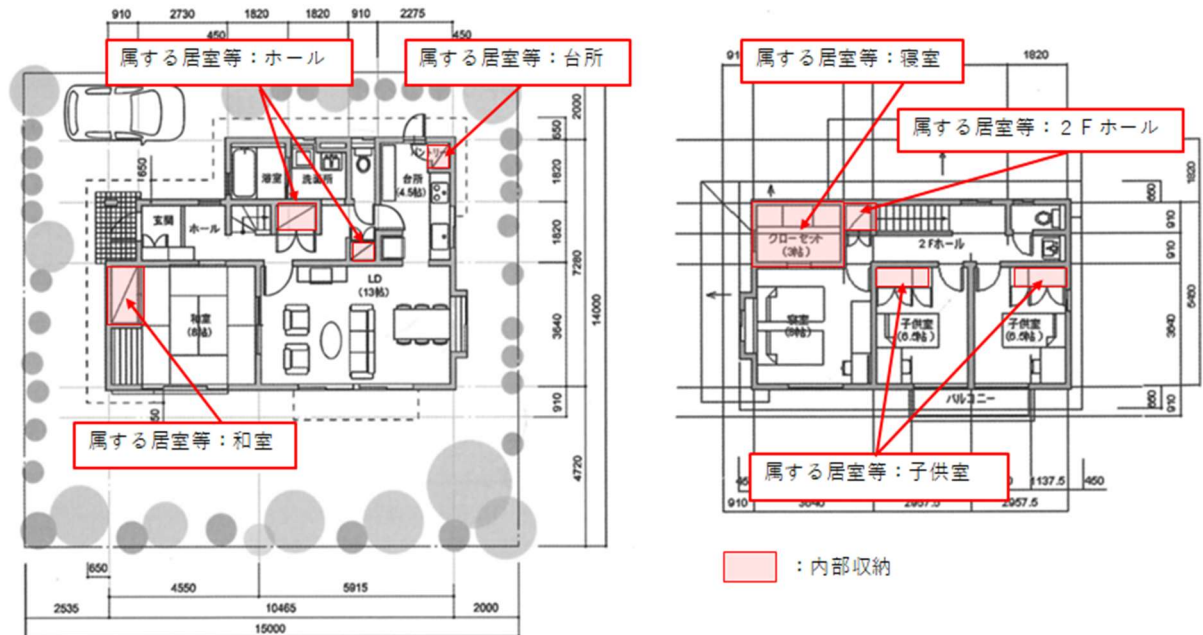


図10 収納の取扱い例

7. 提出窓口・問合せ先

提出窓口・問合せ先は下記のとおりです。

別途 Q&A を作成していますので、問合せにあたってはそちらもご確認ください。

津野町役場 まちづくり推進課

住所：高知県高岡郡津野町永野 471 番地 1

TEL：0889-55-2311

FAX：0889-55-2022

MAIL：machi@town.kochi-tsuno.lg.jp